

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○令和元年宮城県告示第九百三十三号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正	(職員厚生課)	一
○平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)の一部改正	(同)	二
○公印の廃止	(県政情報・文書課)	二
○公印の改刻	(同)	二
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	三
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(水産業基盤整備課)	三
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	三
○海岸保全区域の変更(二件)	(河川課)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(大河原地方振興事務所)	五
○土地改良区の定款変更の認可	(同)	六
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	六
○選挙管理委員会		七
○政治団体の届出		七
○政治団体の届出事項の異動届		七
○政治団体の解散届		九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)		九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)		九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))		九

ページ

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)
- 資金管理団体の届出
- 資金管理団体の届出事項の異動届
- 資金管理団体の指定取消し等の届出
- 政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体

監査委員

- 包括外部監査結果に関する報告の公表
- 外部監査人の監査の事務の補助
- 包括外部監査結果に対する措置の公表(三件)

一〇
一一
一二
一三
一三
一三
一四

告 示

○宮城県告示第三百四十三号

令和元年宮城県告示第九百三十三号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

令和三年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、〇八一円	一三、三八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、五八九円	一三、三八四円
二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一四、三三二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七七円	一七、一六三円
三十五歳以上四十歳未満	六、八五四円	一九、四〇七円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇七〇円	二二、六〇二円
四十五歳以上五十歳未満	七、二〇八円	二二、七六〇円

五十歳以上五十五歳未満	七、〇九〇円	二五、三〇八円
五十五歳以上六十歳未満	六、五八三円	二五、〇九三円
六十歳以上六十五歳未満	五、四二〇円	二〇、八七〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一五、二五八円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三八四円

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和三年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和三年四月一日前の期間における年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額については、改正前の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

○宮城県告示第三百四十四号

平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万六千六百五十円」に、「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

○宮城県告示第三百四十五号

次のとおり公印を廃止した。

令和三年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	廃止年月日
----	----	----	----	-------

宮城県知事 印	知事 印	一般横書 文書用		令和三年 三月三十一日
------------	---------	-------------	---	----------------

○宮城県告示第三百四十六号
次のとおり公印を改刻した。

令和三年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日				
宮城県仙台 家畜保健衛 生所長之印	地方機関 長 印	一般文書用	<table border="1"> <tr> <td>旧</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	旧	新			令和三年 四月一日
旧	新							
								

○宮城県告示第三百四十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和三年六月八日	石巻市河	午前十時三十分から午後二時三十分まで	J A いしのまき河南低温農業倉庫(カントリーエレベーター隣り)
六月九日	石巻市河	午前十時三十分から午後二時三十分まで	J A いしのまき河南低温農業倉庫(カントリーエレベーター隣り)
六月十一日	石巻市河	午前十時三十分から午後二時三十分まで	河北総合支所
六月十四日	石巻市北	午前十一時から午後二時まで	北上総合支所
六月十五日	石巻市渡波・荻浜	午前二時三十分から午後二時三十分まで	石巻市渡波公民館
六月十六日	石巻市桃	午前十一時から午後一時三十分まで	桃生総合支所
六月二十一日	石巻市牡	午後一時から午後三時三十分まで	おしか番屋
六月二十二日	石巻市雄	午前十時から午後二時まで	雄勝総合支所公用車庫
六月二十三日	石巻市湊	午前二時から午後二時三十分まで	石巻市社会福祉協議会生活支援課(旧みなと荘)
六月二十五日	石巻市蛇田・大街	午前十時三十分から午後二時三十分まで	石巻市蛇田公民館
六月二十九日	石巻市石巻・門脇	午前二時三十分から午後二時三十分まで	石巻市石巻中央公民館
六月三十日	石巻市石巻・門脇	午前二時三十分から午後二時三十分まで	石巻市石巻中央公民館

○宮城県告示第三百四十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を令和三年四月二十日から令和三年五月四日まで縦覧に供する。

令和三年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧場所
本吉郡南三陸町志津川字熊田五十八番地六 佐々木 孝男 本吉郡南三陸町志津川字内井田六十八番地一 渡邊 公二	志津川町加入区	宮城県漁業協同組合志津川支所	宮城県本吉郡南三陸町志津川字大森町二百二一三

○宮城県告示第三百四十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例(平成元年宮城県条例第二十一号)第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設(以下「指定施設」という。)の内、小鯖漁港の指定施設(小鯖護岸横泊地)、鮎立漁港の指定施設、波路上漁港の指定施設(七半沢防波堤横泊地及び内沼防波堤横泊地)、浦の浜漁港の指定施設(田尻防波堤横泊地、磯草B防波堤横泊地、浦の浜棧橋横泊地①及び浦の浜棧橋横泊地③)、志津川漁港の指定施設(林防波堤横泊地、南防波堤横泊地、大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②)及び桃ノ浦漁港の指定施設の使用に係る使用料の徴収事務を令和三年三月三十一日次のとおり委託した。

令和三年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年四月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

白石市小下倉字山口山一八、二六、字高松山二二の二、字大久保二

二 指定の目的

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和三年四月五日	柴崎 弘	柴田郡村田町大字村田字下河原四十五番地	理事
令和三年四月五日	吉田 忠喜	柴田郡村田町大字沼辺字岡二百六十七番地	理事
令和三年四月五日	佐藤 保男	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山七十一番地	理事
令和三年四月五日	上田 万作一	柴田郡村田町大字薄木字白鳥五十六番地	理事
令和三年四月六日	吉田 研一	刈田郡蔵王町大字平沢字田中百九十一番地一	監事
令和三年四月六日	新貝 孝夫	柴田郡村田町大字関場字高木百二十七番地	監事
令和三年四月六日	大宮 満吉	柴田郡村田町大字小泉字栗内二十八番地二	監事
令和三年四月六日	菅野 和茂	刈田郡蔵王町大字平沢字新屋敷二四番地	理事
令和三年四月六日	吉野 健市	柴田郡村田町大字沼辺字館五番地二	理事
令和三年四月六日	鈴木 保博	柴田郡村田町大字沼辺字中山三十二番地	理事
令和三年四月六日	佐藤 庄一郎	柴田郡村田町大字小泉字新畑四十三番地	理事
令和三年四月六日	佐藤 政市	刈田郡蔵王町大字円田字入山三〇番地四	理事
令和三年四月六日	村上一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	理事
令和三年四月六日	鈴木 健一	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井三十四番地	理事
令和三年四月六日	佐藤 洋治	柴田郡村田町大字村田字広畑四十八番地	理事
令和三年四月六日	秋保 英俊	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷一番地一	理事
令和三年四月六日	柴崎 弘	柴田郡村田町大字村田字下河原四十五番地	理事
令和三年四月六日	吉田 忠喜	柴田郡村田町大字沼辺字岡二百六十七番地	理事

令和三年四月五日	秋保 英俊	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷一番地一	理事
令和三年四月五日	佐藤 洋治	柴田郡村田町大字村田字広畑四十八番地	理事
令和三年四月五日	鈴木 健一	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井三十四番地	理事
令和三年四月五日	村上一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	理事
令和三年四月五日	佐藤 政市	刈田郡蔵王町大字円田字入山三〇番地四	理事
令和三年四月五日	佐藤 庄一郎	柴田郡村田町大字小泉字新畑四十三番地	理事
令和三年四月五日	鈴木 保博	柴田郡村田町大字沼辺字中山三十二番地	理事
令和三年四月五日	吉野 健市	柴田郡村田町大字沼辺字館五番地二	理事
令和三年四月五日	村上 修一	刈田郡蔵王町大字平沢字山ノ入百六十三番地	理事
令和三年四月五日	大宮 満吉	柴田郡村田町大字小泉字栗内二十八番地二	監事
令和三年四月五日	新貝 孝夫	柴田郡村田町大字関場字高木百二十七番地	監事
令和三年四月五日	吉田 研一	刈田郡蔵王町大字平沢字田中百九十一番地一	監事

○宮城県告示第三百五十四号

川崎町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月二十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 齋 藤 巖

○宮城県告示第三百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、秋保町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年四月二十日

宮城県仙台地方振興事務所
所 長 富 田 政 則

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年四月一日	石井 隆義	仙台市太白区秋保町長袋字館十四番	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年三月三十一日	柴田 誠哉	仙台市太白区秋保町長袋字門前八番	理事

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和三年四月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

井出のりあき後援会	井出 方明	三井 寛子	東松島市矢本字北浦四八五―九	令和三年三月二十二日
-----------	-------	-------	----------------	------------

いとうじゅん後援会	木村 邦雄	木村 邦雄	柴田郡柴田町西船迫四―一―一三	令和三年二月二十四日
-----------	-------	-------	-----------------	------------

おたべ峰之後援会	小田部峰之	小田部陽子	柴田郡柴田町榎木白幡二―四―七	令和三年二月十六日
----------	-------	-------	-----------------	-----------

熊谷康信後援会	浅野 稔	熊谷 康博	登米市南方町松葉二四―二	令和三年二月十日
---------	------	-------	--------------	----------

佐藤あきふみ後援会	高城英一郎	佐藤 美香	柴田郡大河原町新南三五―七	令和二年十二月七日
-----------	-------	-------	---------------	-----------

さとうたかゆき後援会	佐藤 孝幸	太田 昌代	柴田郡大河原町新南六三―四	令和三年三月十一日
------------	-------	-------	---------------	-----------

勝栄会	勝沼 栄明	佐藤 公	石巻市大街道東四―二―二三	令和三年三月一日
-----	-------	------	---------------	----------

長純一後援会	山崎 信哉	足立 卓	石巻市開北一―八―三三	令和三年三月十日
--------	-------	------	-------------	----------

平野秀和後援会	平野 秀和	平野 秀和	柴田郡大河原町字町一九四―六	令和三年二月十九日
---------	-------	-------	----------------	-----------

未来に希望の会	渡辺 淳	阿部 竜彦	石巻市泉町二―六―二九	令和三年三月二十二日
---------	------	-------	-------------	------------

未来へ、いのちをつなぐ石巻の会	山崎 信哉	足立 卓	石巻市開北一―八―三三	令和三年三月十日
-----------------	-------	------	-------------	----------

八木しみ子後援会	八木しみ子	佐藤慶二郎	登米市豊里町横町三二	令和三年一月十八日
----------	-------	-------	------------	-----------

roots石巻	松本 充代	高橋 政則	石巻市蛇田字新丸井戸三九―一	令和三年三月五日
---------	-------	-------	----------------	----------

○宮選管告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和三年四月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

自由民主党志津川支部	及川 博之	主たる事務所の所在地	本吉郡南三陸町志津川字上の山一八―一六	本吉郡南三陸町志津川字上の山一九―一	令和三年三月六日
------------	-------	------------	---------------------	--------------------	----------

自由民主党宮城県レソタカー支部	櫻井 新一	代表者の氏名	及川 博之	高橋 長偉	
-----------------	-------	--------	-------	-------	--

自由民主党宮城県郵政政治連盟支部	内ヶ崎 慎	会計責任者の氏名	高橋 長晴	遠藤 文吾	
------------------	-------	----------	-------	-------	--

自由民主党宮城県第1行政支部	岸田 清実	主たる事務所の所在地	仙台南青葉区二日町二―一―一四	仙台南青葉区二日町一四―一―一四	令和三年三月一日
----------------	-------	------------	-----------------	------------------	----------

立憲民主党宮城県第1行政支部	岸田 清実	主たる事務所の所在地	仙台南青葉区二日町二―一―一四	仙台南青葉区二日町一四―一―一四	令和三年三月一日
----------------	-------	------------	-----------------	------------------	----------

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）					
-----------------------------	--	--	--	--	--

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
新しい仙台のまちづくりを考える会	庄司 誠	主たる事務所の所在地	仙台市若林区河原町一丁目二五	仙台市若林区南材木町八一	令和三年三月十五日
伊藤信太郎大和町後援会	大和田清一	会計責任者の氏名	門間 浩宇	松川 利充	令和元年十二月三十一日
伊藤ゆうこ後援会	高田 孝二	主たる事務所の所在地	加美郡加美町上狼塚字大堤東二丁目一六	加美郡加美町上狼塚字東北原一丁目一六	令和三年二月十六日
白井真人後援会	白井 真人	主たる事務所の所在地	気仙沼市後九条三六一二	気仙沼市潮見町二一一	平成三十一年一月十日
MSS政策研究会	齊藤 勝也	代表者の氏名	齊藤 勝也	笠水上拓也	令和二年十一月十三日
遠藤まさのお後援会	遠藤 雅信	代表者の氏名	遠藤 雅信	遠藤まさのお	令和二年六月十四日
遠藤みつ子後援会	遠藤美津子	主たる事務所の所在地	柴田郡川崎町大字川内字天神前二七八一九	柴田郡川崎町大字川内字天神前二七八一一	令和二年十月二十三日
大沼忠弘後援会	佐藤 勝男	代表者の氏名	佐藤 勝男	大浪 順治	令和三年三月一日
おだしま久美子後援会	小田島久美子	主たる事務所の所在地	仙台市泉区西中山一〇一一三	仙台市泉区実沢字男生山八一二	令和二年十二月十八日
小田部みねゆき後援会	小田部峰之	政治団体の名称	小田部みねゆき後援会	おたべ峰之後援会	令和三年二月二十二日
小畑きみ子後援会	小畑 仁子	主たる事務所の所在地	仙台市泉区長命ヶ丘四二二三八	仙台市泉区泉中央一三四一六	令和三年三月一日
加藤けんいちを囲む会	笠水上拓也	代表者の氏名	笠水上拓也	角田 正彦	令和三年三月一日
	三浦 真彦	会計責任者の氏名	三浦 真彦	戸田 千尋	
菊地まさお後援会	菊地 昌夫	主たる事務所の所在地	名取市愛島台六一二一三八	名取市相互台二一〇一三	令和三年三月二十九日
こんの恭一後援会	雫石 文郎	代表者の氏名	雫石 文郎	田口 淳一	令和二年十月十五日
坂下康子後援会	坂下 賢	代表者の氏名	坂下 賢	坂下 康子	令和二年五月十九日
佐久間光洋を育てる会	佐久間光洋	代表者の氏名	佐久間光洋	杉本 五郎	令和三年二月二十八日
佐々木ゆうこを育てる会	安藤 藤子	代表者の氏名	安藤 藤子	畑山 昭	令和三年二月十二日
さとう清隆後援会	佐藤不二夫	代表者の氏名	佐藤不二夫	佐藤 清隆	令和二年十二月一日
佐藤ひでお後援会	佐々 幸一	代表者の氏名	佐藤真喜子	井上 重幸	令和三年三月一日
勝栄会	勝沼 栄明	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及国会議員関係政治団体	令和三年一月十八日
白石から政治と平和を考える会	佐藤 真也	代表者の氏名	木村 仁彦	千葉 匠司	令和三年三月一日
鈴木よしひろ後援会	鈴木 良広	主たる事務所の所在地	石巻市幸町六一三二	石巻市貞山二二二四一一	令和二年十月二十三日
須田善明後援会	高橋 正典	主たる事務所の所在地	牡鹿郡女川町浦宿浜字石ノ田六一二	牡鹿郡女川町鷲神浜字洗二四	令和二年四月九日
須藤幸喜とともに登米市を元気にする会	須藤 彰	代表者の氏名	須藤 彰	鈴木 安志	令和三年三月二十九日
高橋かつお後援会	阿部 学	主たる事務所の所在地	栗原市栗駒稲屋敷清水田六一三	栗原市栗駒稲屋敷金田一〇一一二	令和三年三月二十八日
長純一後援会	長 純一	代表者の氏名	長 純一	山崎 信哉	令和三年三月二十五日
日本薬業政治連盟宮城県支部	鈴木 三尚	主たる事務所の所在地	仙台市泉区八乙女三一三一	仙台市青葉区大手町一一一	令和二年七月一日
早坂利悦後援会	佐藤 貞善	代表者の氏名	佐藤 貞善	畑中 長悦	令和三年三月三十日
三浦ななみ後援会	三浦奈名美	主たる事務所の所在地	仙台市若林区弓ノ町五一二	仙台市若林区三百人町九六一二	令和二年三月一日
宮城県商工政治連盟村田支部	村上 照夫	代表者の氏名	村上 照夫	渡邊 人志	令和二年七月五日

宮城県民社協会 吉川 寛康 会計責任者 木村 勝好 三橋 武夫 令和二年五月二十五日

山田和明後援会 山田 和明 主たる事務 大崎市鹿島台木 間塚字姥ヶ沢六 令和二年十月二十三日

吉田けい後援会 星 明朗 主たる事務 加美郡加美町南 加美郡加美町南 町一〇五一 令和三年二月十九日

○宮選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和三年四月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

美しい大河原町に、新しい緑の風を。 庄司充後援会 庄司 充 令和三年二月二十八日

大内けい子後援会 門馬 八郎 令和元年十二月二十五日

さむら清一後援会 片倉 勇規 令和三年二月十六日

坂下康子後援会 坂下 賢 令和二年五月十九日

佐藤英治後援会 佐藤 英治 令和二年四月一日

さとう富夫を励ます会 佐藤 富夫 平成三十一年三月三十日

佐藤のりお後援会 中川 壽一 令和三年二月二十八日

市民とともに悠久のまち多賀城を創る会 石塚 昌志 令和三年三月十七日

勝栄会 勝沼 栄明 令和三年二月十九日

百井いと子後援会 門澤 正雄 令和三年一月三十一日

森繁男後援会 高橋 眞陸 令和二年十二月三十一日

八木しみ子後援会 八木しみ子 平成三十年十二月一日

渡辺和喜後援会 大堀 哲 令和二年十二月三十一日

○宮選管告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年四月二十日

宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

八木しみ子後援会

報告年月日 3. 1. 18 (30. 12. 1 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年四月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

八木しみ子後援会

報告年月日 3. 1. 18 (30. 12. 1 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年四月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

美しい大河原町に、新しい緑の風を。 庄司充後援会

<p>報告年月日 3. 3. 18 (3. 2. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>大内けい子後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 29 (1. 12. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>さとう富夫を励ます会</p> <p>報告年月日 3. 3. 19 (31. 3. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○阿部徳昭市長五十一号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年四月二十日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員 長 皆 川 章 太 郎</p> <p>(資金管理団体) 政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>勝栄会</p> <p>国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号</p> <p>公職の候補者の氏名 勝沼 栄明</p> <p>公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 勝沼 栄明</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員</p> <p>報告年月日 3. 3. 12 (3. 2. 19解散)</p> <p>1 収入総額 7,412,931</p> <p>前年繰越額 5,412,917</p> <p>本年収入額 2,000,014</p> <p>2 支出総額 4,480,600</p>	<p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附 2,000,000</p> <p>政治団体分 2,000,000</p> <p>その他の収入 14</p> <p>一件十万円未満のもの 14</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 399,730</p> <p>人件費 100,880</p> <p>事務所費 298,850</p> <p>政治活動費 4,080,870</p> <p>組織活動費 80,870</p> <p>寄附・交付金 4,000,000</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔政治団体分〕</p> <p>志帥会 2,000,000 東京都千代田区</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>美しい大河原町に、新しい緑の風をー。庄司充後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 18 (3. 2. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>きむら清一後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 8 (3. 2. 16解散)</p> <p>1 収入総額 33,274</p> <p>前年繰越額 33,274</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>坂下康子後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 24 (2. 5. 19解散)</p> <p>1 収入総額 119,505</p> <p>前年繰越額 119,505</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>佐藤英治後援会</p>
--	---

報告年月日	3. 2. 22 (2. 4. 1解散)	
1 収入総額	15,400	
本年収入額	15,400	
2 支出総額	15,400	
本年収入の内訳		
3 寄附	15,400	
個人分	15,400	
4 支出の内訳		
政治活動費	15,400	
機関紙誌の発行その他の事業費	15,400	
機関紙誌の発行事業費	15,400	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間五万円以下のもの	15,400	
佐藤のりお後援会		
報告年月日	3. 2. 16 (3. 2. 28解散)	
1 収入総額	589,544	
前年繰越額	33	
本年収入額	589,511	
2 支出総額	589,544	
3 本年収入の内訳		
寄附	589,511	
個人分	589,511	
4 支出の内訳		
経常経費	35,692	
備品・消耗品費	35,692	
政治活動費	553,852	
組織活動費	553,852	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
佐藤のりお	589,511	栗原市

市民とともに悠久のまち多賀城を創る会		
報告年月日	3. 3. 17 (3. 3. 17解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
百井いと子後援会		
報告年月日	3. 2. 18 (3. 1. 31解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
森繁男後援会		
報告年月日	3. 3. 3 (2. 12. 31解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
渡辺和喜後援会		
報告年月日	3. 3. 29 (2. 12. 31解散)	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
〇宮城県知事選挙五十二回 宮城県選挙管理委員会 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令 和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり 公表する。 令和三年四月二十日		
宮城県選挙管理委員会		
委員長 皆 川 章太郎		
(資金管理団体)		
勝栄会		
国會議員関係政治団体に関する特例の適用期間 1. 1～1. 18		
資金管理団体の届出をした者の氏名 勝沼 栄明		
資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市長		
報告年月日	3. 3. 12 (3. 2. 19解散)	
1 収入総額	2,932,331	

前年繰越額	2,932,331	市民とともに悠久のまち多賀城を創る会		
2 支出総額	2,932,331	報告年月日 3. 3. 17 (3. 3. 17解散)		
3 支出の内訳 政治活動費 寄附・交付金	2,932,331	1 収入総額 2 支出総額 百井いと子後援会	0 0	
(その他の政治団体)	2,932,331	報告年月日 3. 2. 18 (3. 1. 31解散)		
美しい大河原町に、新しい緑の風を。庄司亮後援会		1 収入総額 2 支出総額	0 0	
報告年月日 3. 3. 18 (3. 2. 28解散)		○宮城管告示第五十三号		
1 収入総額	0	政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。		
2 支出総額	0	令和三年四月二十日	宮城県選挙管理委員会	
きむら清一後援会			委員長 皆川 章太郎	
報告年月日 3. 3. 8 (3. 2. 16解散)				
1 収入総額	33,274	資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称
前年繰越額	33,274	勝沼 栄明	石卷市長	勝栄会
2 支出総額	0	長 純一	石卷市長	長純一後援会
佐藤のりお後援会		○宮城管告示第五十四号		
報告年月日 3. 3. 8 (3. 2. 28解散)		政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。	宮城県選挙管理委員会	
1 収入総額	140,898	令和三年四月二十日	委員長 皆川 章太郎	
本年収入額	140,898			
2 支出総額	140,898	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項
3 本年収入の内訳 寄附	140,898	遠藤美津子	遠藤みつ子後援会	主たる事務所の所在地
個人分	140,898	柴田郡川崎町大字 八内字天神前二七 八一九	柴田郡川崎町大字 八内字天神前二七 八一九	令和二年 十月二十三日
4 支出の内訳 経常経費	4,760	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動年月日
備品・消耗品費	4,760	遠藤美津子	遠藤みつ子後援会	
政治活動費	136,138	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動年月日
組織活動費	136,138	遠藤美津子	遠藤みつ子後援会	
5 寄附の内訳 〔個人分〕	140,898	佐藤のりお	佐藤のりお	

小田島久美 おだしま久美子 主たる事務 仙台市泉区西中山 令和二年
後援会 所 所在地 一〇一三 男生山八二二 十二月十八日

勝沼 栄明 勝栄会 公職の種類 石巻市長 衆議院議員 令和三年
一月十八日

菊地 昌夫 菊地まさお後援会 主たる事務 名取市愛島台六一 令和三年
三月二十九日
所 所在地 二一三八 一〇一三

坂下 賢 坂下康子後援会 代表者 坂下 賢 坂下 康子 令和二年
五月十九日

鈴木 良広 鈴木よしひろ後援会 主たる事務 石巻市幸町六一三 令和二年
十月二十三日
所 所在地 二 一四一

山田 和明 山田和明後援会 主たる事務 大崎市鹿島台木間 令和二年
十月二十三日
所 所在地 八 塚字姥ヶ沢五六一

○宮選管告示第五十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のお
り資金管理団体でなくなった旨届出があった。
令和三年四月二十日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

法第十九条第三項第二号による届出
資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 資金管理団体でな
く なた年月日

勝沼 栄明 勝栄会 令和三年二月十九日
坂下 賢 坂下康子後援会 令和二年五月十九日

○宮選管告示第五十六号
次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、
令和三年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることが
できない団体となったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和三年四月二十日
宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
遠藤久和後援会	遠藤 久和	遠藤 師	宮城県七ヶ浜町汐見台二一四六
大村晃一後援会	大村 晃一	宮武 聡	岩沼市三色吉字水神二八

岡崎たかし後援会 佐藤 能文 佐藤 聖 柴田郡大河原町字西浦三二二
小野寺淳一後援会 小野寺淳一 小野寺望未 仙台市宮城野区福室二一八一
菅原辰雄後援会 阿部 忠雄 菅原 良行 本吉郡南三陸町入谷字桜葉沢四〇一

仙台生まれ仙台育ち現役3
4世代に進む子育て福祉政
策のためにしがらみ打破
すべし無所属の会 庄司 一美 高橋 伽羅 仙台市青葉区荒巻本沢一三三

高橋じゅいち後援会 鈴木 正悦 高橋やすえ 黒川郡大郷町石原字下り松七一
高橋憲夫後援会「清流の会」 伊藤 秀夫 関内 貴 大崎市古川新田字川原前二八二二

丹野秀明後援会 丹野 秀明 佐藤 麻衣 名取市高柳字圭田三二二一
地域振興研究センター 藤原 範典 藤原 光子 仙台市太白区鉤取一四〇

沼田健一後援会 沼田 健一 沼田 健一 岩沼市恵み野二一五
150万仙台プロジェクト 庄子三奈子 三浦 博之 仙台市青葉区上杉一三二二

平井たかあき後援会 平井 隆章 坂根 守 巨理郡山元町つばめの杜四二二一五
藤原のりすけ後援会 庄子 正文 藤原 光子 仙台市太白区鉤取一四〇

堀内章後援会 堀内 章 長谷川 榮一 仙台市宮城野区田子三六一三〇
山谷清後援会 日下 敏 山谷 博 白石市福岡長袋字陣場屋敷四八

渡辺あつし里海会後援会 星 光二 星 敏子 宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字浜伊場五五

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第8号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人島川行正
から監査の結果に関する報告の届出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のと
おり公表する。

令和3年4月20日
宮城県監査委員 本 木 忠 一
宮城県監査委員 大 田 稔 郎
宮城県監査委員 成 田 由 加 里
宮城県監査委員 古 田 計

○宮城県監査委員告示第9号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
- | | | |
|-------|---------------------------|------------------|
| 氏名 | 住所 | 宮城県監査委員 本 木 忠 一 |
| 井口 立和 | 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目9番28-1902号 | 宮城県監査委員 大 田 稔 郎 |
| 水野 由貴 | 宮城県名取市美田園6丁目8番地の21 | 宮城県監査委員 成 田 由 加里 |
| | | 宮城県監査委員 吉 田 計 |

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和3年4月20日から令和4年3月31日まで

○宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成29年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年4月20日

- | | |
|---------|----------|
| 宮城県監査委員 | 本 木 忠 一 |
| 宮城県監査委員 | 大 田 稔 郎 |
| 宮城県監査委員 | 成 田 由 加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 田 計 |

第1 監査結果の報告

平成29年度の包括外部監査の結果（補助金等の事務の執行について）については、平成30年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月17日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和3年3月30日

第3 措置の内容

別紙のとおり

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成29年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	IV. 監査の結果および意見(各論)	振興協会へは宝くじの収益として毎年約700百万円から900百万円	低金利で多くの運用益が見込めない状況において、不測の事態に

7. 宝くじ販売収益金交付金
2. 交付金の有効活用の指導強化
【意見】

程度 of 金額を交付した結果、その交付金が積みあがっており、使用実績と比較し基金規模は過大であると思料される。
果としても主體的に交付金の有効活用ができていないかの観点から確認を行い、交付金がいらずに積みあがらないように振興協会へ意見する等、交付金の有効利用に資することが望まれる。
(P 38)

備えて一定規模の基金積立が必要とされることは理解できることであるが、今後も定期的に意見交換を行いながら、交付金の有効活用を促していく。

2 IV. 監査の結果および意見(各論)
33. 市町村地域生活支援事業費補助金
3. 消費税額確定に伴う返還の必要性の検討
【結果】

社会福祉法人等が消費税の課税事業者であった場合、これらの経費に上乗せして支払った仮払消費税の全部または一部が仕入控除税額として自己負担していない可能性がある。県では他の多くの補助金交付要綱において、このような消費税の仕入控除税額が生じた場合には補助金を返還させる規定を設けているが、当補助金の交付要綱には、このような返還が規定されていない。
消費税込みで補助金を交付する場合は、仕入税額控除として最終的に自己負担しなかった仮払消費税の有無を補助対象事業者に確認するように市町村に求め、その結果を県へ文書で報告するとともに、自己負担しなかった消費税部分について補助金を返還するように交付要綱に明記する必要がある。
(P 79)

事業確認の結果、必要性が認められることから、令和3年3月に要綱改正を行い、市町村に周知を図った。

○宮城県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成30年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年4月20日

第1 監査結果の報告	平成30年度の包括外部監査の結果（補助金等の事務の執行について）については、平成31年3月27日に包括外部監査人から報告があり、同年4月16日付けで公表した。	宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員	本 忠 一 太 田 稔 郎 成 田 由 加里 吉 田 計
------------	---	--	---------------------------------------

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和3年3月30日

第3 措置の内容
別紙のとおり

番号	項目	監査の結果及び意見 （Pは平成30年度包括外部監査結果報告書のページ）	措置の内容
1	Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 4. 公益財団法人宮城県環境事業公社 2. 固定資産の取得について 【結果】	本人の固定資産取得に係る「検査結果通知書」、「工事目的物引渡書」等は、固定資産の納品・検査が終了したことを客観的に証する証拠であることから、その会計処理は当該証拠に基づき行う必要がある。 （P49）	固定資産の取得日については、検査結果通知書、工事目的物引渡書等に基づき記載することとした。
2	Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 8. 株式会社テクノプラザみやぎ 1. 現金・預金管理体制について 【意見】	日々の収支とその根拠証拠の突合、帳簿残高と現金手元在高、通帳等の定期的な照合等、現状で可能な限りの適正な現金・預金管理体制を構築することが望ましい。 （P84）	同社は令和元年6月に解散し、令和2年7月に清算終了している。清算事務に当たっては、日々の収支とその根拠証拠の突合、帳簿残高と現金手元在高、通帳等の定期的な照合等、現状で可能な限りの適正な現金・預金管理体制を行い、適正に業務が実行された。
3	Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果	地方公共団体の出資を受けている責任として、地方自治法234条	当該法人では、多額の固定資産等の取得や経費の支出がない

果 15. 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター 1. 契約締結の方法について 【意見】	第1項を意識した契約の締結方法を定めた内部規程等を定めることが望ましい。 （P146）	め、契約規程は定めていなかった。今後、多額の契約を締結する必要がある場合、非合理的な契約が締結されないようにするため、地方公共団体の出資を受けている責任として契約規程を制定した。契約規程は臨時の理事会で承認され、令和2年12月1日から施行した。
---	--	--

○宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による令和元年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年4月20日

第1 監査結果の報告	令和元年度の包括外部監査の結果（補助金等の事務の執行について）については、令和2年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月14日付けで公表した。	宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員	本 忠 一 太 田 稔 郎 成 田 由 加里 吉 田 計
------------	---	-------------------------------	---------------------------------------

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和3年3月22日

第3 措置の内容
別紙のとおり

番号	項目	監査の結果及び意見 （Pは令和元年度包括外部監査結果報告書のページ）	措置の内容
1	Ⅲ. 今回の監査結果 第2章 経営計画・業務実績評価 第1. 1. (3)「地	直近5年度において地域連携クリテリナルパスの新規作成、更新修正は1件も行われておらず、また運用件数も年々減少していることがうかがえる。	前立腺癌以外の癌については、地域連携クリテリナルパス（以下、連携パス）の簡略化が難しく、内容記載が診療時間を圧迫している現状から、現行運用されている

<p>域医療への貢献」 (地域連携クリ ネイカルバスの 運用状況につい て) 【意見】</p>	<p>年度計画に地域連携クリネイカ ルバスの運用拡充を掲げている以 上、新規作成・更新修正・運用件 数が減少している現状に具体的な 対策を打ち出す必要があると考え られる。 (P46)</p>	<p>連携バスのみ継続していくことと する。また、有用性が高いと言わ れている前立腺癌の連携バスにつ いては、「PSA値(病勢判断用)」、 「薬剤・治療」、「コメント」の3 項目に内容を絞った短時間で記載 可能な修正更新バスを作成し、運 用を開始している。 なお、現在連携バスを使用してい ない患者については、当該回の 血液検査データすべてをコン ピュータからプリント出力し、患 者を通じて診療所に渡しているこ とが多いが、今後はMMWINの 活用も考慮していく。</p>
<p>2 Ⅲ. 今回の監査結 果 第2章. 経営計画・ 業務実績評価 第1. 4 「人材の 確保と育成」に ついて (研修医受入数 について) 【意見】</p>	<p>平成30年度の研修医受入数合計 は10人と、年度計画数値20人の半 分である。 研修医受入数を注視し、今後も 低調が続くようであれば減少要因 を把握し改善可能であれば対策を 実施する、年度計画数値に反映さ せる等の措置が必要であると考え られる。 (P48)</p>	<p>協力型研修受入施設の場合、研 修医の派遣元である基幹型研修受 入施設の意向が大きく影響し、受 入数を調整できるものではないこ とから、過去の実績を基に目標値 を設定している。H30年度及びR 1年度の実績からR2年度は目標 値を大幅に下げた。</p>
<p>3 Ⅲ. 今回の監査結 果 第3章. 予算・財 務実績 決算報告書(予 算対比)につい て (薬品費(通常 分)予算の見積 方法について) 【意見】</p>	<p>平成30年度薬品費(通常分)予 算は、薬品費比率実績から、経営 努力値を差し引いて算定してい る。当該経営努力値は、算定根 拠・具体的な施策を設定していな いとのことであった。 現実的・具体的な施策に基づい た達成可能な範囲で予算を策定す ることが望ましい。 (P51)</p>	<p>過去の実績等の数値に基づいた 達成可能な範囲で予算を策定する こととした。</p>
<p>4 Ⅲ. 今回の監査結 果</p>	<p>平成30年度診療材料費予算は、 診療材料費比率実績から経営努力</p>	<p>過去の実績等の数値に基づいた 達成可能な範囲で予算を策定する</p>
<p>第3章. 予算・財 務実績 決算報告書(予 算対比)につい て (診療材料費予 算の見積方法に ついて) 【意見】</p>	<p>値を差し引いて算定している。当 該経営努力値は、算定根拠・具体 的な施策を設定していないこの ことであった。 現実的・具体的な施策に基づい た達成可能な範囲で予算を策定す ることが望ましい。 (P52)</p>	<p>こととした。</p>
<p>5 Ⅲ. 今回の監査結 果 第4章. 委託契約 契約締結 建物 総合管理業務委 託(平成30年度 契約締結) (随意契約の選 択について) 【結果】</p>	<p>当該契約は随意契約であり、随 意契約を選択する根拠についてが んセンター担当者へのヒアリング を実施したところ、以下の回答を 得た。 「当該委託業務の前回契約で は、公募型プロポーザル方式によ り契約相手先を選定して随意契約 を締結した。当該契約期間におけ る業務履行状況が良好であったこ とから、(公募型プロポーザル方 式を実施せず) 同じ契約相手先に 対し、追加で1年間の随意契約に より締結したのが今回契約であ る。」 以上の回答は、あくまで前回の 契約相手先の業務履行能力に対す る1根拠に過ぎず、「その性質が 競争入札に適しないもの」とは言 い難い。 以上より、当該契約について随 意契約を選択することは、今回の 監査時点において確認できた文書 からは不適切であるといえる。随 意契約以外の適切な契約形態を選 択するか、あるいはその必要のな いとする理由を明瞭に記録すべ きである。 (P64)</p>	<p>令和2年度の委託契約は、公募 型プロポーザル方式が適当と判断 し、公募型プロポーザル方式にて 契約相手先を決定し契約を行った。</p>
<p>6 Ⅲ. 今回の監査結 果</p>	<p>当該契約は例外的に契約相手先</p>	<p>随意契約する場合は、2者以上</p>

<p>果 第4章 委託契約 契約締結 建物 総合管理業務委 託 （見積書の徴取 について） 【結果】</p>	<p>1者からのみ見積書を徴取している。当該根拠は「随意契約の選択について」と全く同様であり、その問題点も同様である。 以上より、当該契約について1者からのみ見積書を徴取することは、今回の監査時点において確認できた文書からは不適切であるといえる。原則通り2者以上から見積書を徴取するか、あるいはその必要のないとする理由を明瞭に記録すべきである。 (P65)</p>	<p>から見積書を徴取若しくはその理由を明確に記載することとした。なお、令和2年度の当該委託契約については、公募型プロポーザル方式にて契約相手先を決定した。</p>
<p>7 Ⅲ. 今回の監査結果 第4章 委託契約 契約締結 ガン ワカメラシステム等補償サービ ス業務 （随意契約の選 択について） 【結果】</p>	<p>当該契約は随意契約であり、随意契約を選択する根拠についてがンセンター担当者へのヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。 「契約相手先は前回契約（平成29年度契約締結）と同様の者であり、その状況は以下のとおりである。 ① 契約相手先のサービスは、保険運用かつ削減コンサルテーションを唯一提供できるサービス補償であることを前回契約時点で確かめている。 ② 経費の面でも保守フルメンテナンスと比べ3年間で1,000万円程度の削減を達成しており、他補償サービスと比較して安価なため選択している。 ③ 機器故障時の迅速対応実績もあり、信頼性が高い。 以上の状況を総合的に勘案し、契約相手先を選択している。」 この点、①については、2つのサービスを同じ者に同時提供されなければならぬ理由にはなり得ず、その性質が競争入札に適しな</p>	<p>随意契約を選択する場合は、起案文書に具体的な根拠を記載することとし、同様のサービスが提供可能な事業者があった場合には一般競争入札を行うこととする。</p>
<p>8 Ⅲ. 今回の監査結果 第4章 委託契約 契約締結 ガン ワカメラシステム等補償サービ ス業務 （見積書の徴取 について） 【結果】</p>	<p>当該契約は例外的に契約相手先1者からのみ見積書を徴取している。当該根拠は「随意契約の選択について」と全く同様であり、その問題点も同様である。 以上より、当該契約について1者からのみ見積書を徴取することは、今回の監査時点において確認できた文書からは不適切であるといえる。原則通り2者以上から見積書を徴取するか、あるいはその必要のないとする理由を明瞭に記録すべきである。 (P67)</p>	<p>随意契約を選択する場合は、起案文書に具体的な根拠を記載することとし、同様のサービスが提供可能な事業者があった場合には一般競争入札を行うこととする。</p>
<p>9 Ⅲ. 今回の監査結果 第4章 委託契約 契約締結 PE T-C T補償 サービス業務</p>	<p>当該契約は「契約締結 ガンワカメラシステム等補償サービス業務（随意契約の選択について）」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。</p>	<p>随意契約を選択する場合は、起案文書に具体的な根拠を記載することとし、同様のサービスが提供可能な事業者があった場合には一般競争入札を行うこととする。</p>

いとまでいえる根拠とはならない。加えて、平成30年度において同様の状況かどうか不明であり、再度の検討が必要であった。
また、②、③については、一定の優位性があることを示すものではない。優位性自体こそ競争により決定すべきであり、競争入札自体を実施しない根拠とはならない。
以上より、当該契約について随意契約を選択することは、今回の監査時点において確認できた文書からは不適切であるといえる。随意契約以外の適切な契約形態を選択するか、あるいはその必要のないとする理由を明瞭に記録すべきである。
(P64)

<p>(随意契約の選択について) 【結果】</p>	<p>(P68)</p>	<p>随意契約を選択する場合は、起案文書に具体的な根拠を記載することとし、同様のサービスクラスが提供可能な事業者があった場合には一般競争入札を行うこととする。</p>
<p>10 Ⅲ. 今回の監査結果 第4章. 委託契約契約締結 P E T-C T 補償サービスクラス業務 (見積書の徴取について) 【結果】</p>	<p>当該契約は「契約締結 ガンマカメラシステム等補償サービスクラス業務 (見積書の徴取について)」と同様の事例であり、その問題点も同様である。 (P68)</p>	<p>随意契約を選択する場合、起案文書に具体的な根拠を記載することとし、同様のサービスクラスが提供可能な事業者があった場合には一般競争入札を行うこととする。</p>
<p>11 Ⅲ. 今回の監査結果 第4章. 委託契約契約締結 病院医事業務 (決裁文書の不備について) 【結果】</p>	<p>本契約締結における一連の手続に係る決裁文書について、決裁日の記載漏れがあった。すなわち、当該決裁内容について、適正な承認がなされていなかった。 決裁文書は、正当な責任者による適時な決裁がなされていることを裏付ける重要な資料であることから、記入・確認を徹底すべきである。 (P69)</p>	<p>指摘後、決裁日の記載漏れが無いため、職員間で本事例の共有を行った。</p>
<p>12 Ⅲ. 今回の監査結果 第4章. 委託契約契約締結 医師事務作業補助者派遣業務 (随意契約の選択について) 【意見】</p>	<p>当該契約は随意契約であり、随意契約を選択する根拠について、ガンセクター担当者へのヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。 「契約締結にあたり同業他社への聴き取り調査を実施したところ、他業者の中に当該業務に十分な人材確保がなされていないと思われる者があること、また、既に当該業務に従事している職員を変更しても上手くいかないとの意見が聞かれた。そのため、競争入札が適さないと判断した。」 以上の内容からは、すべての他</p>	<p>医師事務作業補助者については、派遣から直接雇用へ変更することとしており、現在募集を行っている。採用後、順次変更していく。</p>
<p>13 Ⅲ. 今回の監査結果 第4章. 委託契約契約締結 医師事務作業補助者派遣業務 (見積書の徴取について) 【結果】</p>	<p>業者が当該業務に十分な人員確保がなされていないとまでは断言できない。そして、既に従事している職員を変更することによる不利益は、それを踏まえてなお優位性があるかどうかこそを競争により判断すべきともいえる。 選定業者が価格・品質面が明らかに優位であることが示されれば随意契約とすることも妥当であるが、現状ではその検討が十分とはいえない。競争入札の実施により、より優位な契約を締結できた可能性が考えられる。 (P71)</p>	<p>当該契約は例外的に契約相手先1者からのみ見積書を徴取している。当該根拠は「随意契約の選択について」と全く同様であり、その問題点も同様である。 以上より、当該契約について1者からのみ見積書を徴取することは、今回の監査時点において確認できた文書からは不適切であるといえる。原則通り2者以上から見積書を徴取するか、あるいはその必要のないとする理由を明瞭に記録すべきである。 (P72)</p>
<p>14 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 ストレッチャャーガード更新工事 (履行の確認について)</p>	<p>履行確認は、検査の実施時に「完成検査復命書」という書類が作成され、所定の責任者による決済が行われることによりなされるが、「請負代金額 (契約金額)」欄に別の工事の金額が記載されていた。 承認が形式的なものになっており、実質的な内容確認が実施されていない状況を示唆している。「完</p>	<p>書類の記載誤り等の確認を徹底するため、令和2年度から、検査担当職員が作成する「完成検査復命書」の内容を契約担当者から確認した上で回議を行うこととした。</p>

<p>【結果】</p>	<p>成検査復命書」は工事自体が適正に実施されたことだけでなく、監督者により工事の完了確認が適正に行われたことを裏付ける重要な資料であることから、記入・確認を徹底すべきである。(P80)</p>	<p>今後、下請業者から元請業者に提出した見積書と、機構が当初設計した見積金額の内訳、当初設計金額などとの比較により、適正な下請金額であるかを確認する。労働環境については、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱に基づき、下請従業員が労働環境について、元請業者に適切な対応を図ることを求めていくこととする。</p>
<p>15 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 ストレーチャード更新工事 (下請負契約について) 【意見】</p>	<p>当該契約の「一部下請負承認願」及び添付の「一部下請負承認書」を閲覧したところ、適正な下請金額であるかどうかや、下請負業者従業員が労働環境について、機構が具体的な検討を実施した証拠が見受けられなかった。機構と契約相手の元請契約に係る見積書内訳等を入手し、下請負業者が担当する工事部分と実際の下請負契約金額を比較検討する等、適正な下請負契約の判断手順を明確にすべきである。(P80)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>16 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 遺伝子導入装置 (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>当該委託業務の入札者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。入札参加者数が低調となる要因についてがんセンター担当者へのヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。 「対象固定資産の取扱は、選定機種メーカーの他東北地方における複数の販売業者（ベンダー）が取扱を行っていると考えられる。それにもかかわらず入札者数が低調となる理由は、業者側の人員不足等の他、仮にメーカーが入札に参入することが見込まれる場合、ベンダー側では契約条件で競合することが不利と判断し入札を断念している可能性等が推測される</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>17 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 遺伝子導入装置 (決裁文書の不備について) 【結果】</p>	<p>本契約締結における一連の手続に係る決裁文書について、決裁日の記載漏れがあった。すなわち、当該決裁内容について、適正な承認がなされていなかった。決裁文書は、正当な責任者による適時な決裁がなされることを裏付けける重要な資料であることから、記入・確認を徹底すべきである。(P82)</p>	<p>が、正確な理由は不明であり、また機構やがんセンターにおいて調査等を実施したことはない。」 以上の状況を総合的に勘案すると、当該入札については、競争性が確保されているとはいえない状況であった。業者が参加しない理由の調査や入札参加資格・契約条件の見直し等、入札者数を増やす対策が望まれる。(P82)</p>
<p>18 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 血液培養自動分析装置 (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置（入札参加者数について）」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。(P83)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>19 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 血液培養</p>	<p>本契約締結における一連の手続に係る決裁文書について、決裁日の記載漏れがあった。すなわち、当該決裁内容について、適正な承認がなされていなかった。決裁文書は、正当な責任者によ</p>	<p>指摘後、決裁日の記載漏れが無いよう職員間で本事例の共有を行った。</p>

<p>自動分析装置 (決裁文書の不備について) 【結果】</p>	<p>る適時な決裁がなされていることを裏付ける重要な資料であることから、記入・確認を徹底すべきである。 (P83)</p>	
<p>20 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 超音波診断装置 (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置(入札参加者数について)」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。 (P84)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>21 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 超音波診断装置 (決裁文書の不備について) 【結果】</p>	<p>本契約締結における一連の手続に係る決裁文書について、決裁日の記載漏れがあった。すなわち、当該決裁内容について、適正な承認がなされていなかった。 決裁文書は、正当な責任者による適時な決裁がなされることを裏付ける重要な資料であることから、記入・確認を徹底すべきである。 (P84)</p>	<p>指摘後、決裁日の記載漏れが無いよう職員間で本事例の共有を行った。</p>
<p>22 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 神経刺激モニター (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置(入札参加者数について)」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。 (P85)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>23 Ⅲ. 今回の監査結果</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者</p>	<p>医療機器のような特殊な機器に</p>
<p>果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 超音波洗浄装置 (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置(入札参加者数について)」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。 (P86)</p>	<p>ついて、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>24 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 呼吸機能測定装置 (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置(入札参加者数について)」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。 (P87)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>25 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 自動テイクシューティンシステム (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置(入札参加者数について)」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。 (P88)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>26 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 自動テイクシューティンシステム</p>	<p>本契約締結における一連の手続に係る決裁文書について、本来、責任者の押印をすべき決裁欄に、「後関」との記載があった。当該記載の意味について、機機担当者へのヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。 「本来、決裁文書を確認し押印</p>	<p>「後関」について、後日の確認・押印漏れが無いよう職員に本事例を共有した。なお、決裁文書に係る「後関」、「不在」の判断は上位者がするものであることから、指摘にあるような担当者が恣意的な運用をすることはできない。</p>

<p>(決裁文書の承認者不在時の対応について) 【結果】</p>	<p>すべき所定の責任者が不在の場合、あらかじめ「後閲」と記載しておくことがある。この場合、後日不在であった責任者がその文書を確認し、決裁文書に押印する必要がある。しかし、当該決裁文書については、後日の確認・押印漏れがあった。 なお、同様の場合において、「不在」と記載しておくことがある。「後閲」との違いは、後日の確認・押印が不要という点がある。しかし、「不在」「後閲」の定義、状況毎の使い分け、処理方法について、文書化されたルールはない。」 決裁文書は、正当な責任者による適時な決裁なされていることから、記入・確認を徹底すべきである。また、「後閲」「不在」という2つの類似した取扱について、定義や状況毎の使い分け、処理方法が規程等に文書化されていないことは、担当者毎に異なる恣意的な運用が行われる可能性があり問題である。運用ルールを明確に規定すべきである。(P88)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>27 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章 固定資産取得 契約締結・履行確認 自動分注装置 (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置(入札参加者数について)」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。(P90)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>28 Ⅲ. 今回の監査結果</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者</p>	<p>医療機器のような特殊な機器に</p>
<p>果 第5章 固定資産取得 契約締結・履行確認 核能自動精製&定量システム (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置(入札参加者数について)」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。(P91)</p>	<p>ついて、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>29 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章 固定資産取得 契約締結・履行確認 全自動血液凝固分析装置・スライドガラス印字装置 (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置(入札参加者数について)」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。(P92)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>30 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章 固定資産取得 契約締結・履行確認 デジタルPCR (入札参加者数について) 【意見】</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置(入札参加者数について)」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。(P93)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>31 Ⅲ. 今回の監査結果 第5章 固定資産取得 契約締結・履行確認 採血・輸</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置(入札参加者数について)」と同様の事例であり、今回の監査実施結果につ</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>

<p>血チューブ用加熱溶解接合装置（入札参加者数について） 【意見】</p>	<p>いいても同様の問題点が判明した。 (P 94)</p>	
<p>32 III. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 内視鏡診断治療システム（入札参加者数について） 【意見】</p>	<p>当該入札の入札参加者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。この点、「契約締結・履行確認 遺伝子導入装置（入札参加者数について）」と同様の事例であり、今回の監査実施結果についても同様の問題点が判明した。 (P 95)</p>	<p>医療機器のような特殊な機器について、入札数が1者になる傾向を考慮し、競争性を確保するため、試行的に指名競争入札での調達を行っている。</p>
<p>33 III. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 赤血球沈降速度測定装置（決裁文書の不備について） 【結果】</p>	<p>本契約締結における一連の手続に係る決裁文書について、決裁日の記載漏れがあった。すなわち、当該決裁内容について、適正な承認がなされていなかった。 決裁文書は、正当な責任者による適時な決裁がなされることを裏付ける重要な資料であることから、記入・確認を徹底すべきである。 (P 96)</p>	<p>指摘後、決裁日の記載漏れが無いよう職員間で本事例の共有を行った。</p>
<p>34 III. 今回の監査結果 第5章. 固定資産取得 契約締結・履行確認 早上達心エバポレーター（決裁文書の不備について） 【結果】</p>	<p>本契約締結における一連の手続に係る決裁文書について、決裁日の記載漏れがあった。すなわち、当該決裁内容について、適正な承認がなされていなかった。 決裁文書は、正当な責任者による適時な決裁がなされることを裏付ける重要な資料であることから、記入・確認を徹底すべきである。 (P 97)</p>	<p>指摘後、決裁日の記載漏れが無いよう職員間で本事例の共有を行った。</p>
<p>35 III. 今回の監査結果 第6章. 出納管理 （現金出納帳の確認手続について） 【結果】</p>	<p>がんセンターの平成30年度における現金出納帳を閲覧したところ、医事課課長の確認印が押印されていない現金出納帳が2日分発見された。 確実に照合が実施されたかどうか責任の所在を明確にする上でも、それぞれの確認証拠における作成は徹底すべきである。 (P 100)</p>	<p>現金出納帳については、係員が作成したものを課長が照合し、押印したものを再度係員が確認を行うこととして、押印のものがないよう職員間で本事例の共有を行った。</p>
<p>36 III. 今回の監査結果 第6章. 出納管理 （支払手続の証拠について） 【結果】</p>	<p>平成30年12月25日における20,000円の支出について、「小口現金等支出票」の原本提出を依頼したところ、当初その所在が原本、写し共に不明であるとの回答を受けた。「小口現金等支出票」は当該支出が所定の責任者の承認を得たこと、すなわちその正当性を証明する重要な証拠であるところ、適時に所在の把握・閲覧ができる体制になっていない以上、証拠の管理方法自体に問題があり、改善が必要である。 (P 100)</p>	<p>本件は、決裁を得ていた「小口現金等支出票」を異なったフレイルに保管してしまっていたことによる問題であったため、事例を職員間で共有するとともに、小口現金取り扱いでニューラルを作成し職員に周知した。</p>
<p>37 III. 今回の監査結果 第7章. 医業未収金管理 （督促状及び催告書の発行時期について） 【結果】</p>	<p>督促状及び催告書の発行時期について「未収金取扱要領」に定められた時期を大きく逸脱していた医業未収金が発出された。 規程に定められた時期に従い、督促状及び催告状を発行すべきである。 (P 103)</p>	<p>未収金については、未収金一覧表を作成し月ごとにリスト化しており、そこから規程に定められた対象月を過ぎたものを把握し、未納者への督促状及び催告書を作成している。あらためて各職員へ「未収金取扱要領」を配付し、督促状及び催告時期の徹底を図った。</p>
<p>38 III. 今回の監査結果 第7章. 医業未収金管理 患者一部負担金</p>	<p>今回の監査において「未収金一覧表」を閲覧したところ、特定の患者に対する債権の総額、及びその発生・回収状況の全体的な時系列について把握し難い形式であっ</p>	<p>患者ごとに未収金整理票を作成しているが、電話や文書発送等による対応記録を作成する際に納入額および残額等を併せて記載することとし、時系列的に把握できる</p>

<p>の日次・月次管理について (回収状況の時系列的な把握について) 【意見】</p>	<p>た。 未収金の発生・回収を時系列的に記録した方式による管理資料を作成することにより、各患者に対する未収金が発生からどれほど経過しているのかより把握しやすくなり、適時適切な回収措置の網羅的な促進につながると思われる。(P104)</p>	<p>ような形式で管理することに改めて。</p>
<p>39 Ⅲ. 今回の監査結果 第7章. 医業未収金管理 貸倒引当金について—B分類債権(回収やや困難)について 〔分類し4年以上〕の基準について) 【意見】</p>	<p>現状、B分類債権であっても、分類後4年未満の債権については貸倒引当金を算定してはいない。一般的には最低でも1年以上も支払が順調でない債権であれば、回収可能性に疑義が生じていると考えるのが合理的であり、すべてのB分類債権について最低限、貸倒実績率に基づいた貸倒引当金を設定する等といったルールを整備することが望ましい。(P107)</p>	<p>貸倒引当金に引き当てる貸倒見積高の算定方法について、他県の地方独立行政法人病院の算定方法を参考に検討した上で、現状の基準を見直すとともに、未収金取扱要領を改正することとする。</p>
<p>40 Ⅲ. 今回の監査結果 第7章. 医業未収金管理 貸倒引当金について—B分類債権(回収やや困難)について (分割納付債権の取扱いについて) 【意見】</p>	<p>分割納付債権に対する貸倒引当金の設定については、その全額を一律の取り扱いにするのではなく、例えば納付期間が5年超の部分については分割納付の約束直後であっても貸倒引当金の設定対象にする等、現状に即した貸倒引当金の設定が求められる。(P107)</p>	<p>貸倒引当金に引き当てる貸倒見積高の算定方法について、他県の地方独立行政法人病院の算定方法を参考に検討した上で、現状の基準を見直すとともに、未収金取扱要領を改正することとする。</p>
<p>41 Ⅲ. 今回の監査結果 第7章. 医業未収金管理 貸倒引当金につ</p>	<p>平成30年度に発生した個人未収金のうち、平成30年度決算時点において既に、C分類(債務者の住所不明などにより債権の回収が実質上困難なもの)及びD分類(債</p>	<p>令和2年度の貸倒引当金の設定から、現年度未収金のC分類、D分類も含めた算定を行うこととする。</p>
<p>いて (債権者行方不明、連絡先不明、死亡等の債権について) 【意見】</p>	<p>務者が免責決定を受けているものや消滅時刻の期限が到来しているもの)に分類されている債権が複数存在していた。 当該債権は確かに発生から1年以内の比較的滞納期間が短い債権ではあるが、C分類又はD分類である以上、滞納期間にかかわらず回収が極めて困難な債権であると考えられる。したがって、その未収金額の全額について貸倒引当金を設定することが望ましい。(P107)</p>	<p>定期的に行われる病院機体内の担当者会議(医事部会)において、今年度中に未収金取扱要領の内容について検討し、見直すべき点を修正し要領の改定を行う。</p>
<p>42 Ⅲ. 今回の監査結果 第7章. 医業未収金管理 未収金取扱要領の見直しについて) 【意見】</p>	<p>「地方独立行政法人宮城県立病院機構未収金取扱要領」は平成23年4月1日に施行されて以後、最終改訂が平成28年3月1日となっている。 今一度当該要領と日々の業務内容に乖離がないか、取扱要領の意図から逸脱していないか、形骸化していないかについて検討し、修正すべき点は修正し取扱要領を最新版として施行する必要があると思われる。(P108)</p>	<p>指摘後、決裁日の記載漏れが無 いよう職員間で本事例の共有を行った。</p>
<p>43 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 取得—診療材料の単価契約について (決裁文書の不備について) 【結果】</p>	<p>平成30年度の診療材料単価契約締結に関する決裁文書のうち、4件について決裁日の記載漏れがあった。 決裁文書は、正当な責任者による適時な決裁がなされていることを裏付ける重要な資料であることから、記入・確認を徹底すべきである。(P110)</p>	<p>指摘後、契約締結日の記載漏れ が無いよう職員間で本事例の共有</p>
<p>44 Ⅲ. 今回の監査結果</p>	<p>平成30年度の診療材料単価契約に関する契約書のうち、1件につ</p>	<p>指摘後、契約締結日の記載漏れ が無いよう職員間で本事例の共有</p>

<p>第8章. たな卸資産管理 取得一診療材料の単価契約について (契約書日付の記載漏れについて) 【結果】</p>	<p>いて契約締結日の記入漏れがあった。 契約書とは、その存在が無くても法的に契約は成立するものの、合意内容を書面で明確化し、紛争を防止するために重要な書類であることから、その作成は慎重に行うべきである。 (P110)</p>	<p>を行った。</p>
<p>45 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 取得 (診療材料のマスター登録における承認漏れ・不備について) 【結果】</p>	<p>平成31年1月から平成31年3月における「物品マスタ登録用紙」を確認したところ、医事課の承認漏れ(4件)や登録者印及びSPD入力日付の記載がない(1件)用紙が散見された。 現状のまま業務が進めば責任者の把握していない医療材料や医療消耗品が登録ないし変更されるおそれがあるとともに、登録・変更すべきマスタがシステムにタイムリーかつ正確に反映されない可能性も否定できない。そのため、物品マスタ登録用紙の管理ルールの再構築と診療材料管理マニュアル等への規定の落とし込みが必要となる。 (P110)</p>	<p>物品マスタ登録用紙の管理ルールを定め、診療材料管理マニュアルの改訂を行った。</p>
<p>46 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 払出一時間外の医薬品払出について (「時間外医薬品払出記録簿」の保存について) 【結果】</p>	<p>かんセンターにおいて、時間外(夜間・休日等)に処方又は指示された薬品が病棟定数にない場合は、「時間外医薬品払出記録簿」に必要事項を記入し、薬品の払い出しがなされる。 「時間外医薬品払出記録簿」の内容は、翌日以後に物流管理システムに入力され、記録簿はその後短期間で破棄される。 ここで、入力後の物流管理システムを閲覧したところ、記録簿に</p>	<p>時間外医薬品払出記録簿の保管期限を「薬剤部時間外払出要領」に1年と定め、管理することとした。</p>
<p>47 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 払出一時間外の医薬品払出について (「時間外医薬品払出記録簿」と施錠・解錠記録の定期的な照合について) 【意見】</p>	<p>記載されていた払出者の情報は、物流管理システムには入力されておらず、閲覧できない仕様となっていた。 払出者氏名が記載された記録簿を短期間で破棄する場合、医薬品管理の責任所在が曖昧となるおそれがある。「時間外医薬品払出記録簿」は文書の保管期限を明確に規定し、厳正な管理を実施する必要がある。 (P113)</p>	<p>本意見を踏まえ、施錠・解錠記録と「時間外医薬品払出記録簿」を定期的(1か月に1回)に照合することとした。</p>
<p>48 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 払出一時間外の診療材料払出について (「夜間・休日払出用紙」の保存について) 【結果】</p>	<p>かんセンターにおいて、時間外(夜間・休日等)に診療材料を持ち出す場合は、「夜間・休日払出用紙」に必要事項を記入し、診療材料の払い出しがなされる。 「夜間・休日払出用紙」の内容は、翌日以後に物流管理システムに入力され、用紙はその後短期間で破棄される。 ここで、入力後の物流管理システムを閲覧したところ、用紙に記載されていた払出者の情報は、物流管理システムには入力されておらず、閲覧できない仕様となつて</p>	<p>「物流管理マニュアル」に「夜間・休日払出用紙」の保管期限を1年と定め、管理することとした。</p>

	<p>いた。 払出者氏名が記載された用紙を短期間で破棄する場合、診療材料管理の責任所在が曖昧となるおそれがある。「夜間・休日払出用紙」は文書の保管期限を明確に規定し、厳正な管理を実施する必要がある。 (P114)</p>	<p>本意見を踏まえ、「夜間・休日払出用紙」に照合済欄を設けて、守衛室の記録と照合もれが無いよう改善した。</p>
<p>49 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 払出-時間外の診療材料払出について (「夜間・休日払出用紙」と「夜間・休日払出用紙」の定期的な照合について) 【意見】</p>	<p>守衛室では、院内の各種施設について施設・解錠記録を作成している。ここで、上記の「夜間・休日払出用紙」への記載漏れや、承認のない持ち出しが無いことを担保するため、施設・解錠記録と「夜間・休日払出用紙」との照合を定期的実施することが望ましい。 (P115)</p>	<p>「廃棄・破損報告書」の内容は、責任者の承認後に物流管理システムに入力される。記録簿はその後短期間で破棄される。 ここで、入力後の物流管理システムから出力される「廃棄・破損リスト」を閲覧したところ、「廃棄・破損報告書」に記載されていた報告者(起案者)及び責任者の情報は、「廃棄・破損リスト」には出力されておらず、閲覧できない仕様となっていた。 報告者(起案者)及び責任者氏名が記載された記録簿を短期間で破棄する場合、医薬品管理の責任所在が曖昧となるおそれがある。「廃棄・破損報告書」は文書の保</p>
<p>50 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 廃棄・処理 (医薬品の廃棄について) 【結果】</p>	<p>「廃棄・破損報告書」の内容は、責任者の承認後に物流管理システムに入力される。記録簿はその後短期間で破棄される。 ここで、入力後の物流管理システムから出力される「廃棄・破損リスト」を閲覧したところ、「廃棄・破損報告書」に記載されていた報告者(起案者)及び責任者の情報は、「廃棄・破損リスト」には出力されておらず、閲覧できない仕様となっていた。 報告者(起案者)及び責任者氏名が記載された記録簿を短期間で破棄する場合、医薬品管理の責任所在が曖昧となるおそれがある。「廃棄・破損報告書」は文書の保</p>	<p>「廃棄・破損報告書」の保管期限を薬剤部保存文書内規に1年と定め、管理することとした。</p>
<p>51 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 廃棄・処理-「院内医薬品等不具合報告書」について (「院内医薬品等不具合報告書」の記載について) 【結果】</p>	<p>管期限を明確に規定し、厳正な管理を実施する必要がある。 (P115)</p>	<p>報告書への押印漏れが無いよう、薬剤部で本事例の共有を行った。</p>
<p>52 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 廃棄・処理-「院内医薬品等不具合報告書」について (製薬会社からの報告書受取後の対応について) 【意見】</p>	<p>「注射室業務マニュアル」では、製薬会社からの不具合に関する報告書を受け取った後は、「院内医薬品等不具合報告書」とともに部内を回覧するのみの記載に留まっている。しかし、がんセンターにおいても、不具合の内容把握とともに、製薬会社かどのよう処理・対応したかを検討し、それに対する薬剤部としての最終結論を記載することが望まれる。 (P117)</p>	<p>本意見の内容を盛り込む形で「注射室業務マニュアル」を令和2年度中に改定することとした。</p>
<p>53 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 廃棄・処理-診療材料の廃棄について (「廃棄・破損報告書」の記載について)</p>	<p>平成30年度の「廃棄・破損報告書」(102枚)を閲覧したところ、13枚の報告書において、責任者の承認が得られていない(責任者の記載がない)まま物流管理担当主任に提出されていた。適切な承認を得ていること及び責任の所在を明確にするためにも、確実に記載すべきである。 (P118)</p>	<p>指摘後、本事例を各所属長に周知し、記載もれが無いよう徹底を図った。</p>

<p>【結果】</p>	<p>54 今回の監査結果 第8章 たな卸資産管理 廃棄・処理-診療材料の廃棄について 〔廃棄・破損報告書〕の責任者の明確化について 【意見】</p>	<p>「診療材料管理マニュアル」には、「廃棄・破損報告書」の責任者についての記載がない。「診療材料マニユアル」の改訂を検討し、廃棄の責任者が誰にあたるのかを明確にすべきである。(P118)</p>	<p>令和2年度に「診療材料マニユアル」を改訂し、廃棄責任者を各部署の所属長とした。</p>
<p>55 今回の監査結果 第8章 たな卸資産管理 柳卸手続 (医薬品柳卸の手続整備について) 【意見】</p>	<p>柳卸手続は複雑で難易度の高い業務ながら、その作業量は膨大であるため、熟練の職員のみでは手が足りず、新人や異動直後で業務経験の浅い職員も多く動員せざるを得ない。そこで、詳細な柳卸手続を記載したマニユアルを作成し、事前に周知徹底を図ることが推奨される。当該マニユアルの周知徹底により、業務経験の浅さから生じる人的な柳卸のカウントミスを事前に防ぐことが可能となる。(P118)</p>	<p>令和2年度中に柳卸手続を記載したマニユアルを作成し、周知徹底を図ることとした。</p>	<p>柳卸手続の結果、金額や規模の大小にかかわらず、誤差が生じた品目については、その理由を追求することとした。また、全ての理由を一覧表の形で記録し、現場で共有することとした。</p>
<p>56 今回の監査結果 第8章 たな卸資産管理 柳卸手続 (医薬品・診療材料の実冊数量記入用紙について) 【結果】</p>	<p>柳卸実施者は、「実冊数量記入用紙」を用いて在庫の実数をカウントしている。その後、外部委託者の複数の担当者が当該実数を物流管理システムに入力する。当該「実冊数量記入用紙」に、物流管理システムへの実数入力確認の証跡である赤の「入力済」印が押されていない原本が散見された。</p>	<p>物流の外部委託業者に本事例を周知し、押印漏れの確認を徹底するよう指導した。また、入力業務にバラツキが出ないよう物流管理マニユアルを改定することとした。</p>	<p>勤務時間の管理については、給与データから時間外勤務実施時間数を職員ごとに把握し、管理を行っている。なお、令和3年度から勤務管理システムを導入することにより、職員の出退勤時間を客観的に把握できる体制が構築されるため、引き続き、職員の適正な労働時間の管理や健康管理に留意していく。</p>
<p>57 今回の監査結果 第8章 たな卸資産管理 柳卸手続 (医薬品・診療材料柳卸差異の検証について) 【結果】</p>	<p>がんセンターの柳卸資産は、柳卸手続の結果実冊数量と帳簿数量に差異が生じた場合に、その差異を追求すべきことが規定されている。ここで、実際には柳卸手続の結果実冊数量と帳簿数量に差異が生じた場合に、その差異は金額や数の規模が大きいものみに留まり、また、記録も残しておらず、帳簿数量を実際数量に修正するのみであった。規程とおりの管理ができておらず、柳卸手続が形骸化されているといわざるを得ない。本来は誤差理由を追究した上で正しい数に修正し、現場での再発防止に生かすべきである。(P122)</p>	<p>平成30年度における平均時間外勤務時間が45時間を超える職員を抽出したところ、医師が1名、医療技術員が7名、最も長かったのは70時間(薬剤部所属)であった。また、抽出された職員の各月に着目すると、100時間を超える月がある者がおり、うち1名は連続して2ヶ月連続で100時間を超えていた。</p>	<p>労働基準法の改正により、平成31年4月1日以降の時間外勤務について①年間720時間、②2～6ヶ月の平均80時間、③1ヶ月100時間の制限がなされることとなった。今回の監査対象期間は平</p>
<p>58 今回の監査結果 第9章 人事労務管理 (職員個人毎の時間外勤務の状況について) 【意見】</p>	<p>平成30年度における平均時間外勤務時間が45時間を超える職員を抽出したところ、医師が1名、医療技術員が7名、最も長かったのは70時間(薬剤部所属)であった。また、抽出された職員の各月に着目すると、100時間を超える月がある者がおり、うち1名は連続して2ヶ月連続で100時間を超えていた。</p>	<p>労働基準法の改正により、平成31年4月1日以降の時間外勤務について①年間720時間、②2～6ヶ月の平均80時間、③1ヶ月100時間の制限がなされることとなった。今回の監査対象期間は平</p>	<p>労働基準法の改正により、平成31年4月1日以降の時間外勤務について①年間720時間、②2～6ヶ月の平均80時間、③1ヶ月100時間の制限がなされることとなった。今回の監査対象期間は平</p>

	<p>成30年度であるため抵触することはないが、過労によるミスの許されない医療従事者であることも考慮すると、個々の職員毎の勤務時間の管理状況もより一層留意すべきである。 (P124)</p>	<p>令和2年11月に、給与システムを外部委託から機構独自システムに変更したことにより、諸手当の認定状況を、直接給与システムに入力することが可能となり、その情報が給与の支給に連携される運用となっている。また、令和3年度中にも認定状況と支給状況を、定期的なそれぞれのデータを突合するなどの事後確認体制を整備していく。</p>
<p>59 Ⅲ. 今回の監査結果 第9章. 人事労務管理 (給与システム の登録情報について) 【結果】</p>	<p>特定の医師に対する住居手当について、機構がアウトソーシングしている委託先の給与システムに入力されておらず、6年以上にわたって実際には支給されていなかった。 アウトソーシング先の給与システムの登録情報については、入力時のみならず、定期的に実態と照合する内部統制を整備することが必要である。 (P125)</p>	<p>他病院への派遣医師の給与支給については、改善に向けて東北各県の公立病院における対応状況の調査を行った結果、勤務時間内の派遣業務については、年次有給休暇を取得させるなどの対応を行っている病院も多くあったことから、今後、職員が法人業務以外の業務に従事する場合の規程等を見直し、当該業務に従事する場合の許可基準や、報酬を受けられる取扱いは、令和3年4月を目途に整備する。</p>
<p>60 Ⅲ. 今回の監査結果 第9章. 人事労務管理 医師の派遣について (他病院への派遣医師の給与について) 【意見】</p>	<p>機構に所属する医師を他病院に派遣する場合、派遣先病院より医師個人へ報酬が支払われる一方、派遣勤務時間について機構からの給与が差し引かれるといったことはない。 経営管理の観点からは収益との関係性のない費用（他病院派遣時間分の給与）が計上されることは、病院の純粋な経営状況が不透明にする。また純粋に金銭報酬のみを考慮した場合、医師個人の視点としては他病院へ派遣される方が有利と考え、機構側の利害関係の対立が生じる可能性がある。 この点、他病院からの報酬を派遣医師個人ではなく機構の収益として計上し、そこから派遣医師への派遣手当等を支給することが選択肢として考えられる。これによ</p>	
	<p>り、収益と費用の対応関係が明確となり、また派遣の実施自体が医師、機構共にメリットを生じさせることとなり、利害関係の対立もなくなるためである。 (P126)</p>	<p>申請の利用目的および利用者の資格等は、適切に審査した上で適当と判断しIDを付与しているが、承認の押印の漏れがないよう、複数職員でダブルチェックを行うこととした。</p>
<p>61 Ⅲ. 今回の監査結果 第10章. IT管理 (がんセンターにおけるID付与の承認漏れについて) 【結果】</p>	<p>平成30年度から令和元年度の「がんセンター医療情報システム利用者ID申請書」を閲覧したところ、適切な承認の無いID付与が3件確認された。 申請の利用目的および利用者の資格等を審査した上で適当と判断された場合のみIDを付与すべきである。 (P127)</p>	<p>本指摘を踏まえて、令和3年度に導入を予定しているシステムでは、仕様書等で現行システムの問題点を改善することとしている。</p>
<p>62 Ⅲ. 今回の監査結果 第10章. IT管理 (がんセンター物流管理システムの保守メンテナンス体制について) 【結果】</p>	<p>物流管理システムは、システム導入以後現在にいたるまで、使用部署より軽微な不具合の報告や機能改善の要望が出されている。しかし、現在の外部署者担当者はシステム導入時の担当者となっており、不具合等の解消は困難であり、適時適切なメンテナンスが実施できていないことであった。 このようなシステムの機能改善、メンテナンスがタイムリーに行えない会社のシステムを導入し続けていること自体問題であるが、医療情報管理室にて上記情報は把握されている状況にあったことから、がんセンター、機構として早期に改善に向けて手を打つべきであった。 (P129)</p>	<p>人事管理・給与計算システムについては、令和2年11月から新システム</p>
<p>63 Ⅲ. 今回の監査結果</p>	<p>人事管理・給与計算システムについて、総務係全員が同様のユー</p>	

<p>第10章. IT 管理 (本 部 人 事 管 理・給与計算システムへのアクセスについて) 【意見】</p>	<p>サーID、パスワードを使用している。システム導入時よりパスワードの変更がなされていない等、セキュリティとしては不十分な状況である。 今後は定期的にはパスワード(ユーザID含め)の変更を実施し、現行の担当者以外の外部の人間が当該システムにアクセス可能な状況を回避する必要がある。(P129)</p>	<p>を導入したことにより、各自の業務用端末からアクセスが可能となったため、ID、パスワードは個別に切り振っている。初期パスワードは、各自が変更することになっており、第三者が知りえない状況となっている。 また、人事異動時には、アクセス可能なIDを削除することにより、現行の担当者以外がアクセスすることを防ぐことが可能である。さらに、アクセスログの出力が可能であるため、いつ、どのIDかが、どの情報にアクセスしているかが分かるため、不正アクセスの発見・抑止が可能となっている。</p>	<p>検査業務委託の一体化によるスクリーンメニューを享受できる可能性もある。当該検討は、新病院の設計段階時こそが最も適切な時期と考えられ、将来的なライフサイクルコストも意識した上での設備導入シナリオの作成が望ましい。(P133)</p>
<p>64 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院がんセンター・精神医療センターの委託契約比較検討 (冷熱機器保守点検業務委託、自動ドア保守点検業務委託、空調設備自動制御機器保守点検業務委託、昇降機保守点検業務委託、医療ガス設備保守点検業務委託について) 【意見】</p>	<p>表題の保守点検業務委託は、いずれも病院建物設備に関連するものである。またいずれの委託契約も、がんセンター・精神医療センターの契約相手先が異なっている。これは、保守対象となる病院建物設備のメーカー、機種、構造等が異なり、2病院において契約相手先を統一することによるスケールメリットが、2病院で個別に最適な契約相手先を選定するメリットを上回るには必ずしも確信できないためである。 確かに前提となる設備が異なる以上、機種の方針に一定の合理性が認められるものと考えられる。一方で、精神医療センターは既存病院老朽化に伴う新病院建設を予定している。この点、精神医療センターの新病院建設に伴い、これらの設備の機種、構造等について、がんセンター 既存設備と可能な限りメーカー、構造等を統一させることにより、将来的な保守点</p>	<p>当機構では現在、精神医療センターは老朽化に伴う新病院建設を予定しており、建設候補地がどこになるかという要素はあるが、設備・構造などを統一し、スケールメリットを活かせる状況としては新病院の設計段階が適切な時期であることから、将来的なライフサイクルコストを踏まえ、設備導入を行うっていく。</p>	<p>令和2年度に契約事務検討ワーキングチームを立上げ、一括契約が可能な案件について洗い出しを行っている。当該業務もその対象としている。 今後病院ごとの特性を加味し、仕様の内容などについて精査したうえで、金額の削減が見込まれる場合は、一括契約の実施に向けて取り組んでいく。</p>
<p>66 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院がんセンター・精神医療センターの委託契約比較検討 (一般廃棄物収集運搬処理業務について) 【意見】</p>	<p>表題の委託契約は、2病院における契約相手先が不同である。これは、契約期間の差異及び、契約相手先の業務遂行能力に問題が生じた場合に、2病院共に業務遂行に困難が生じるという懸念を考慮したものである。 これらの懸念のうち、契約期間の差異については、統一直前の契約においていずれか1病院の契約を短期とすること等により対応可能であると考えられる。 また、業務遂行能力に問題が生じた場合の対応については、万が一を考慮して業務履行保証(別業者への委託業務義務の移行)を契約条項に盛り込む等の対応も考えられる。 以上より、表題委託業務の契約相手先の統一は必ずしも不可能と</p>	<p>令和2年度に契約事務検討ワーキングチームを立上げ、一括契約が可能な案件について洗い出しを行っている。当該業務もその対象としている。 今後病院ごとの特性を加味し、仕様の内容などについて精査したうえで、金額の削減が見込まれる場合は、一括契約の実施に向けて取り組んでいく。</p>	<p>令和2年度に契約事務検討ワーキングチームを立上げ、一括契約が可能な案件について洗い出しを行っている。当該業務もその対象としている。 今後病院ごとの特性を加味し、仕様の内容などについて精査したうえで、金額の削減が見込まれる場合は、一括契約の実施に向けて取り組んでいく。</p>

	はいえず、再考の余地はあると考えられる。(P134)		【意見】		
67 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 がんセンター・精神医療センターの委託契約比較検討 (医療廃棄物収集運搬処理業務委託について) 【意見】	表題の委託契約は、2病院における契約相手先が異なるが、将来的な契約相手先の統一も視野に入れて検討するとの方針である。現状の方針どおり、最適な委託契約のあり方を引き続き模索することが望まれる。(P135)	令和2年度に契約事務検討ワーキングチームを立上げ、一括契約が可能な案件について洗い出しを行っており、当該業務もその対象としている。 今後病院ごとの特性を加味し、仕様の内容などについて精査したうえで、金額の削減が見込まれる場合は、一括契約の実施に向けて取り組んでいく。	Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 がんセンター・精神医療センターの委託契約比較検討 (白衣等洗濯業務について) 【意見】	表題の委託契約は、2病院における契約相手先は同一の者であるが、契約自体は別個に締結している。単価は種類毎に異なり、一概にどちらの契約条件が有利であるとはいえない。しかし代表的な対象物品や集配回数といった主要条件は比較的類似していることから、一括契約の実現性が比較的高いと考えられ、各単価を削減できる可能性が考えられる。(P136)	令和2年度に契約事務検討ワーキングチームを立上げ、一括契約が可能な案件について洗い出しを行っており、当該業務もその対象としている。 今後病院ごとの特性を加味し、仕様の内容などについて精査したうえで、金額の削減が見込まれる場合は、一括契約の実施に向けて取り組んでいく。
68 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 がんセンター・精神医療センターの委託契約比較検討 (病院医事業務について) 【意見】	表題の委託契約は、2病院における契約相手先は同一の者であるが、契約自体は別個に締結している。これらの委託契約は、契約金額が高額であるため、今後、一括契約を優先的に検討していく方針とのことである。契約期間、職員の勤務時間、仕様の内容等にも共通点が多いことから、現状の方針どおり、一括契約を是非前向きに検討することが望まれる。(P135)	令和2年度に契約事務検討ワーキングチームを立上げ、一括契約が可能な案件について洗い出しを行っており、当該業務もその対象としている。 今後病院ごとの特性を加味し、仕様の内容などについて精査したうえで、金額の削減が見込まれる場合は、一括契約の実施に向けて取り組んでいく。	Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 がんセンター・精神医療センターの委託契約比較検討 (カーテン保守業務について) 【意見】	表題の委託契約は、2病院における契約相手先が異なるが、契約自体は別個に締結している。対象となるカーテンの種類やクリーニング方法、随時保守といった点で相違点はあるものの、いずれも年1回洗濯対象のカーテンがある等の共通点も見受けられる。年1回の洗濯実施を同時期にする等、効率化を図ることによって一括契約を実現し、委託費を削減できる可能性が考えられる。(P136)	病院ごとにシステムの特性や更新時期(精神医療センター：H30導入、がんセンター：R3導入予定)が異なっており、構築支援業務を統一することは現状では難しいものの、次回更新を検討する際は、引き続き委託契約のあり方を模索していく。
69 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 がんセンター・精神医療センターの委託契約比較検討 (被服病衣設備業務について)	表題の委託契約は、2病院における契約相手先は同一の者であるが、契約自体は別個に締結している。より広範ながんセンターの契約内容に精神医療センター分を含める等、最適な委託契約のあり方を模索することが望まれる。(P135)	令和2年度に契約事務検討ワーキングチームを立上げ、一括契約が可能な案件について洗い出しを行っており、当該業務もその対象としている。 今後病院ごとの特性を加味し、仕様の内容などについて精査したうえで、金額の削減が見込まれる場合は、一括契約の実施に向けて取り組んでいく。	Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 がんセンター・精神医療センターの委託契約比較検討 (病院情報システム構築支援等	表題の委託契約は、2病院における契約相手先が異なるが、将来的な契約相手先の統一も視野に入れて検討するとの方針である。現状の方針どおり、最適な委託契約のあり方を引き続き模索することが望まれる。(P137)	

<p>業務について) 【意見】</p>	<p>かんセンター・精神医療センター（及び本部）では現状、職員の人事評価制度について、明文化された評価基準が存在しておらず、一般職員への公開もされていない。</p>	<p>職員の士気向上効果を望むため人事評価制度の構築が急務となっているが、公平公正な評価の担保（評価基準の作成・評価者教育等）、予算の確保、事務的作業量の負担増等、導入に向けては課題も多い。令和2年度は、人事給与システムや勤務管理システムの整備を行い、事務作業の省力化を図り課題解決に向けた下地を作ってきた。また、宮城県の評価制度を参考に、本部で試行的に人事評価を実施しており、その結果を踏まえ、より効果的な人事評価制度の設計に向けて、目的や課題等の整理を行う。</p>
<p>73 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制（人事評価制度について） 【意見】</p>	<p>当該評価項目は法人全体単位としてC（中期計画・年度計画をやや下回っている）であるが、仮にかんセンターを個別の評価単位とする場合、B（中期計画・年度計画に概ね合致している）以上の評価となることも十分に考えられる。かんセンター職員の年度計画達成に対する努力を評価しモチベーションを維持するためにも、今後は評価単位について本部、精神医療センター、かんセンターへの細分化が望まれるところである。（P140）</p>	<p>中期計画及び年度計画の評価方法については、評価委員からも「性質の異なる複数病院に対する総合評価の形式に疑問がある。個別評価すべきではないか。」などの指摘が出されており、機構としても問題意識を持っていった。果においても、このたび、評価方法の見直しを行い、令和2年度（令和元年度の実績評価分）から、総合評価を残しつつ、病院ごとの個別評価が取り入れられている。</p>
<p>74 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 第1. 1. (2)「医療機器、施設の計画的な更新・整備」 【意見】</p>	<p>当該評価項目は、本部において人事・給与システム導入との記載があるが、自己評価ではなら記載</p>	<p>働き方改革の取り組みの一環として職員の勤務時間把握や事務の省力化のため「勤務管理システ</p>
<p>の連携体制 第1. 1. (2)「医療機器、施設の計画的な更新・整備」 （年度計画と評価の整合性について） 【意見】</p>	<p>が見受けられない（実際には導入はなされなかった）。年度計画に明示した以上、自己評価では本部の件について触れるべきであると考えられる。（P140）</p>	<p>「ム」及び「人事給与システム」の導入に向けて検討を進めてはいたものの、計画に遅れが生じ、具体的な進展がなかったが、令和元年度には、令和2年度に本格稼働することなどで方針が固まったことから、令和元年度の年度計画の自己評価に記載を行っている。</p>
<p>76 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 第1. 1. (2)「医療機器、施設の計画的な更新・整備」 （精神医療センターの移転計画について） 【意見】</p>	<p>精神医療センターは新病院建設候補地として選定した土地の購入交渉にあたる一方、並行して新病院の設計等の業務を外部委託していた。その後、当該候補地への建設計画は頓挫し、平成30年度に損失350,090千円を計上した。実務上、土地購入の交渉段階と並行してある程度の設計業務等を実施することはやむを得ないとしても、交渉の進捗度や購入可能性と時系列的な観点で常に比較しつつ実施することが妥当である。今回の事例において、土地の購入可能性に比して設計業務等の実施タイミングは妥当であったのか、またなぜ最終的な同意に至らなかったのかについて、改めて宮城県や機構において検討することが望まれる。（P140）</p>	<p>精神医療センターの建設候補地の選定や事業の進め方については、随時理事会等で協議しながら機構組織としてその時点における適正な判断により行ってきたものである。住民説明会では、ほとんどの地権者は事業に協力的であったことから、用地買収は十分可能であるという見込みの下に事業を進めてきたが、最終的には一部の地権者との交渉がまとまらず、断念したものである。こうした残念な結果となったものであるが、当時のその時々判断としては適切なものであり、やむを得ないものであったと考えており、機構として総括し、平成30年度の理事会において報告している。なお、現在建設候補地は果で選定を進めている。</p>
<p>77 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 第8. 1「人事に関する事項」について （客観的な業績</p>	<p>「参考となる指標の実績」の「客観的な業績評価制度の実施」では、人事評価制度の具体的導入に向けてどのような進展があったのかの記載がない。情報公開として不十分であり、また機構としても努力に対する正当な評価を受ける機会を逃している</p>	<p>医師や看護師など多職種で構成されている自治体病院において、人事評価制度を導入するには様々な課題があり、これまで情報収集や他病院の視察等を行い、課題解決に向けて議論や検討を進めてきたところである。引き続き、制度導入に向けて目</p>

<p>評価制度の実施について) 【意見】</p>	<p>るといえる。業績評価制度の改革状況についてより詳細な記載が望ましい。 (P143)</p>	<p>的や課題等の整理を行うこととしており、今後の取り組み状況については曖昧な記載は避け、より詳細に説明を行うことで明瞭な情報公開に努める。</p>
<p>78 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 循環器・呼吸器病センターでの事例における教訓について (固定資産除却損について) 【結果】</p>	<p>循環器・呼吸器病センターの閉鎖にあたり、取得原価合計15,108千円、かつ165点の固定資産が所在不明であることが判明した。 1 病院においてこの数の所在不明資産が生じていることは、同様の事象ががんセンター、精神医療センターについて生じている可能性は低くないと推測させる。これらの病院についても固定資産の実物の稼働状況と固定資産台帳が整合しているかについて調査が必要である。 (P143)</p>	<p>がんセンターにおいては、平成30年度に固定資産の実物の稼働状況と固定資産台帳との実作業を実施しており、今後も適宜実施していく。また、精神医療センターにおいては、未実施であることから、今年度中に当該作業を実施する予定である。</p>
<p>79 Ⅲ. 今回の監査結果 第11章. 2 病院の連携体制 循環器・呼吸器病センターでの事例における教訓について (他病院からの派遣医師への報酬に対する報酬の源泉徴収漏れについて) 【結果】</p>	<p>他病院から循環器・呼吸器病センターに派遣された医師に対する報酬について、源泉徴収漏れが生じた。 派遣医師はがんセンターも受け入れており、同様の事象が起らないよう、事実及び原因について関係部署へ共有するとともに、対策の立案が必要である。 (P145)</p>	<p>当該事案が生じたことから、がんセンターと情報を共有するところ、適切に対応していることが確認された。 今後も適切な対応が継続するよう、定期的な注意喚起に努めていく。</p>